

お 知 ら せ

平成 21 年 6 月 1 日から 確認申請等の手数料の一部が 変わります

この度、近年の建築基準法改正等に伴う茨城県手数料徴収条例（平成 12 年県条例第 9 号）の一部改正により、平成 21 年 6 月 1 日以降に提出される確認申請、完了検査申請及び中間検査申請に係る各手数料について、別表の金額を納付（茨城県収入証紙）していただくことになりました。

つきましては、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、構造計算適合性判定に係る手数料については、従来と変更はありません。

■茨城県土木部都市局建築指導課
(Tel 029-301-4727)

■県民センター総室県央建築指導室
(Tel 022-301-4784)

■各県民センター建築指導課
県北 (Tel 0294-80-3344)
鹿行 (Tel 0291-33-4113)
県南 (Tel 029-822-8519)
県西 (Tel 0296-24-9149)

※平成 21 年 4 月 1 日から組織改編により、地方総合事務所は県民センターに名称が変わり、業務管轄区域も一部変更となります。

【別表】

★下線部が改正箇所(平成21年6月1日施行)

建築確認・計画通知の審査、検査関係手数料

計画部分の床面積の合計	確認申請等手数料	完了検査手数料	中間検査が必要な場合	
			中間検査手数料	完了検査手数料
30㎡以下	8,000円+A*	17,000円	13,000円	16,000円
30㎡を超え 100㎡以下	15,000円+A*	23,000円	16,000円	22,000円
100㎡を超え 200㎡以下	23,000円+A*	27,000円	22,000円	26,000円
200㎡を超え 500㎡以下	40,000円+A*	39,000円	35,000円	38,000円
500㎡を超え 1,000㎡以下	72,000円+A*	57,000円	53,000円	56,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	105,000円+A*	77,000円	74,000円	74,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	212,000円+A*	165,000円	148,000円	162,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	348,000円+A*	254,000円	242,000円	251,000円
50,000㎡を超えるもの	605,000円+A*	468,000円	449,000円	465,000円
昇降機、建築設備 (昇降機、建築設備の計画変更)	18,000円 9,000円	30,000円		
工作物 (工作物の計画変更)	14,000円 7,000円	23,000円		

(注意)計画変更の手数料は、変更に係る部分の床面積の1/2及び増加する床面積について算定します。
 移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合、床面積の1/2について算定します。

※ Aの額は、確認申請等に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合、判定を要する建築物ごとに下表(構造計算適合性判定関係手数料)に定める額を合計した額とする。

建築物の床面積の合計	構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
1,000㎡以下	110,000円	159,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	137,000円	212,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	150,000円	243,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	190,000円	321,000円
50,000㎡を超えるもの	322,000円	590,000円

建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)及び(5)に掲げる場合を除く。): 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合((5)に掲げる場合を除く。): 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合((4)に掲げる場合を除く。): 当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合: 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。): 当該増築に係る部分の床面積に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積